

住之江区役所保健福祉課高齢・介護保険グループ 補助作業に従事する会計年度任用職員
(いわゆるアルバイト) 採用募集要項 (令和7年6月1日採用分)

1 採用人数 1名

2 業務内容 高齢者福祉事業、および介護保険業務における次の事務補助

- ・申請書等書類関係の仕分け、点検、整理、編綴作業
- ・書類発送作業、収受作業
- ・その他簡易な補助作業

3 報酬、勤務条件等

- (1) 雇用期間 令和7年6月1日(日)から令和7年7月31日(木)
※雇用期間は更新しない
- (2) 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 勤務時間 午前10時～午後4時(休憩時間 正午～午後1時の1時間)
- (4) 勤務場所 住之江区役所保健福祉課高齢・介護保険グループ
- (5) 報酬 時間額1,308円(ただし、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱に基づき、適宜、改定することとする)
- (6) 交通費 1か月あたり55,000円上限
- (7) 支給方法 月末締め切り、原則翌月17日支給、口座振込
- (8) 加入保険 雇用保険

4 応募資格

書類点検・整理業務など一般的な事務作業のできる方。年齢、性別は問いません。

ただし、地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する方、また採用日において過去2か月以内に本市において雇用された方は応募できません。

【地方公務員法(抜粋)】

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 応募方法及び応募期間

1 提出書類

- (1) 住之江区役所保健福祉課高齢・介護保険グループ 補助作業に従事する会計年度任用職員（いわゆるアルバイト）採用試験申込書 1 通

※ 本市所定の様式に限ります。

※ 申込前 3 ヶ月以内に撮影の写真（脱帽、上半身正面縦 4cm、横 3cm）を添付のこと。

- (2) 申し立て書 1 通

※ 本市所定の様式に限ります。

- (3) 採用結果通知書送付用定型封筒

※ 長形 3 号、必ず宛先を記載のうえで 110 円切手を貼付してください。

2 提出方法等

- (1) 持ち込みの場合

住之江区役所保健福祉課高齢・介護保険グループに令和 7 年 5 月 14 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時 30 分までにお持ちください。（ただし土日祝は除く）

- (2) 郵便による申込の場合

令和 7 年 5 月 14 日（水）までに、次のあて先へ必着のこと

〒559-8601 大阪市住之江区御崎 3 丁目 1 番 17 号

住之江区役所保健福祉課高齢・介護保険グループ 採用担当者 まで

※ 採用試験申込書は、当区役所保健福祉課高齢・介護保険グループにおいても申込書を配布します。なお、提出書類は一切お返しいたしません。

6 選考方法

- (1) 方 法 面接による

- (2) 日 時 令和 7 年 5 月 19 日（月） 午前 10 時 00 分より順次実施

※ 面接時間は電話により連絡します。

- (3) 集合場所 住之江区役所保健福祉課高齢・介護保険グループ（1 階 4 番窓口）

7 結果発表

選考後、速やかに面接を受けられた方全員にご連絡します。

8 その他

- 1 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報条例に基づき適正に管理します。
- 2 試験合格者について、後日応募資格がないこと、申込書ほか受験に際し提出した書類の記載内容及び面接試験での口述内容に偽りがあった場合には、採用を取り消すことがあります。

9 お問い合わせ

住之江区役所保健福祉課高齢・介護保険グループ 採用担当者

電 話 06-6682-9859

所在地 〒559-8601 大阪市住之江区御崎 3 丁目 1 番 17 号 住之江区役所 1 階 4 番窓口